

横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度実施要領

平成 24 年 3 月 26 日 建中高第 491 号

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、施行の細目について必要な事項を定めることを目的とする。

(助言等の要件)

第 2 条 要綱第 5 条第 5 号の規定によるその他の要件は、次の各号に例示するものその他の市長が要綱の趣旨に照らして不適当でないと認めるものとする。

- (1) 建築主から一度以上、説明を受けていること。
- (2) 対象建築物が工事の着手前のものであること。ただし、工事の実施に係る助言等については当該工事の完了時まで、テレビジョン放送の電波の受信障害に係る助言等については当該工事の完了時から 1 年以内のものとする。
- (3) 助言等終了後に、それを生かして建築主と話し合いを継続し、相互理解を図ろうとする意思があること。
- (4) 自主的解決を目指し、助言等を裁判の訴訟資料として利用するなど念頭におかないこと。
- (5) 住民側のみ出席する会合での助言を求めるもの。
- (6) 公法上の適法性を助言者に問うものでないこと。
- (7) 資産価値の変動についてのものでないこと。
- (8) 事業活動、営業への影響についてのものでないこと。
- (9) 土地境界についてのものでないこと。
- (10) 金銭補償について具体の金額を問うものでないこと。
- (11) 本市等に対する苦情・陳情でないこと。
- (12) 健康影響被害等、専門家の職能を外れるものでないこと。
- (13) 権利の濫用でないこと、公序良俗に反しないこと又は反社会的活動でないこと。

(申請書の様式等)

第 3 条 要綱第 6 条第 1 項に規定する申請書は、中高層建築物等に係る専門家助言等申請書（第 1 号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 申請者全員（代表者 1 名にはその旨を明記したもの）の氏名、住所を記載した申請者名簿（第 2 号様式）
- (2) 対象建築物の図面（建築主から近隣説明用に配付されたもの等）一式
- (3) その他市長が必要と認める図書

(助言等の決定等)

第 4 条 要綱第 6 条第 2 項の規定により助言等を実施することを決定したときは、中高層建築物等に係る専門家助言等決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 要綱第 6 条第 2 項の規定により助言等を受け付けないことを決定したときは、中高層建築物等に係る専門家助言等非決定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助言等の中止)

第 5 条 要綱第 9 条第 2 項の規定により助言等を中止するときは、中高層建築物等に係る専門家助言等中止通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助言等の報告等)

第 6 条 要綱第 10 条に規定する報告書は、中高層建築物等に係る専門家助言等報告書（第 6 号様式）とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号に掲げる図書の写しに、助言等の実施日ごとに、申請者それぞれの当日の出欠席を明示したもの
 - (2) その他市長が必要と認める図書
- 2 要綱第 10 条の規定に定める報告については、要綱第 12 条第 1 項に基づき要綱に定める業務のうち助言者の選任に係る部分を他の機関に委任した場合、受任者を報告者とするものとする。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建築局長が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

様式一覧表

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 第 1 号様式 (第 3 条) | 中高層建築物等に係る専門家助言等申請書 |
| 第 2 号様式 (第 3 条第 1 項) | 申請者名簿 |
| 第 3 号様式 (第 4 条第 1 項) | 中高層建築物等に係る専門家助言等決定通知書 |
| 第 4 号様式 (第 4 条第 2 項) | 中高層建築物等に係る専門家助言等非決定通知書 |
| 第 5 号様式 (第 5 条) | 中高層建築物等に係る専門家助言等中止通知書 |
| 第 6 号様式 (第 6 条) | 中高層建築物等に係る専門家助言等報告書 (第一面) |
| | 中高層建築物等に係る専門家助言等報告書 (第二面) |